

平成30年第2回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

平成30年4月13日 開会

平成30年4月13日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成30年第2回新十津川町議会臨時会

平成30年4月13日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第25号 平成30年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	遠藤久美子君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
教育委員会事務局長	中畑晃君
建設課主幹	岡崎弘幸君
会計管理者	谷口秀樹君
代表監査委員	山本忍君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。  
ただ今から平成30年第2回新十津川町議会臨時会を開会致します。  
ただ今、出席している議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしくお願い致します。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、長名實君。  
10番、笹木正文君。両君を指名致します。
- 

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。  
お諮り致します。  
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日1日限りと決定を致しました。
- 

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第24号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。  
提案者の提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第24号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により新十津川町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分したいので、これを報告し承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長より説明申し上げますので、よろしくおご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） 改めまして、おはようございます。ただ今上程いただきました議案第24号、専決処分の承認を求めることについて。

平成30年3月31日に専決処分いたしました、専決第1号、新十津川町税条例の一部を改正する条例についての内容についてご説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことにより、新十津川町税条例の一部を改正したものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手許の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧願います。

まず、1ページの第20条、第24条、第31条につきましては、条例改正に伴う引用条項及び文言の整理でございます。

次に、2ページから3ページの第36条の2につきましては、町民税の申告の定めで、第2項から第5項は引用条項及び文言の整理を、第5項の次に第6項として、所得割の納税義務者が第34条の7第1項第2号に掲げる寄附金について控除を受けようとする場合は、期日までに町長に申告書を提出しなければならない旨の規定を追加し、それにより第6項以降を順次繰り下げるとともに、文言の整理を行っております。

次に、4ページの第47条の3につきましては、引用条項の整理で、第47条の5につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額等の定めであり、第1項は文言の整理を、5ページの第3項では第47条の3及び第47条の4の規定で第47条の5第1項の規定による特別徴収について準用する場合における読替規定で、読替条項の次に特別徴収義務者に関する定義を追加するものでございます。

次に、5ページ中段から8ページの第48条につきましては、法人町民税の申告納付の定めであり、外国子会社合算税制の税額控除の新設でして、タックスヘイブン対策として外国子会社にあたるものには法人所得が課税される制度となったため、第1項の次に第2項、第3項として、本国に本店又は主たる事務所等を有する法人の外国子会社に対して外国の法律に基づき課せられた税額のうち政令で定める額を限度として、申告納付すべき法人税割額から控除する旨の規定を追加し、第2項以降を順次繰り下げ、あわせて引用条項及び文言の整理を行っております。

次に、8ページ中段から10ページの第52条につきましては、法人町民税の納期限を延長した場合の延滞金の定めであり、第2項、第3項では、それぞれ第48条第7項、第50条第4項の規定による第52条第1項の延滞金額について準用する場合の延滞金について、申告した後に減額更正され、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付されていた期間を控除して計算するとする読替規定の追加でございます。

同様に10ページの第5項、第6項では、それぞれ第48条第7項、第50条第4項の規定による第52条第4項の延滞金額について準用する場合の延滞金について、申告した後に減額更正され、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額

のうち延長後の申告期限前に納付されていた期間を控除して計算するとする読替規定の追加でございます。

次に、11ページから12ページの附則第3条の2、附則第4条につきましては、引用条項及び文言の整理を行っております。

次に、13ページから14ページの附則第10条の2につきましては、固定資産税における課税標準の特例の割合の定めであり、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置いわゆるわがまち特例の継続と改変によるもので、大きく2点ございます。

1点目は、公共の危害防止に設置された償却資産に対する減額措置で、大気汚染や汚水等の公害防止のために設置された償却資産に対するもので、適用期限が平成32年3月31日まで2年間延長され、第1項に規定する汚水又は廃液処理施設については、割合を3分の1から参酌税率の2分の1に改めるものでございます。

第4項は、雨水貯留浸透施設に対する減額措置の適用期限が平成33年3月31日まで3年間延長され、その割合を3分の2から参酌税率の4分の3に改めるものでございます。

2点目は、再生可能エネルギー発電設備に対する減額措置で、設備の取得期間が平成32年3月31日まで2年間延長されました。また、政府が認定した発電設備で、第7項に水力発電設備、第8項に地熱発電設備、第9項にバイオマス発電設備、第13項は特定地熱発電設備、第14項は特定バイオマス発電設備に関する規定を新たに追加し、その割合をすべて参酌税率の3分の2とし、あわせて引用条項の整理を行っております。

なお、この条項について、本町に該当となる施設等はございません。

次に、14ページから18ページの附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、第3項から第11項は法施行令及び法施行規則の改正による引用条項の整理で、17ページの第12項では、新たに創設されたバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂など芸術講演施設に対して、固定資産税等の3分の1に相当する額を平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間減額する措置を受けようとする場合の申告に関する規定の追加でございます。

次に、18ページ下段の附則第11条につきましては、各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の定めであり、平成27年度から平成29年度までとしていた年度を平成30年度から平成32年度までに3年間延長するものでございます。

次に、19ページの附則第11条の2につきましては、土地の価格に関する固定資産税の特例措置で、評価替えの年以外で地価が下落した場合、簡易な方法で時点修正を行う措置で、適用期限を平成28年度又は平成29年度としていたものを平成31年度又は平成32年度に改め、3年間延長するものでございます。

次に、20ページから22ページの附則第12条につきましては、宅地の価格に関する固定資産税の特例措置で、第11条の2同様に適用期限を3年間延長し、あわせて文言の整理を行っております。

次に、22ページ中段の附則第13条につきましては、農地に課する固定資産税の特例措置の定めで、適用期限を平成32年度まで3年間延長するものでございます。

次に、23ページの附則第15条につきましては、特別土地保有税の課税の特例の適用期限を、平成32年度まで3年間延長するものでございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の8ページ下段の第1条で施行日を平成30年4月1日と定めてございます。また、第2条では町民税について、9ページの第3条では固定資産税に関して、改正条例の適用における経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、議案第24号、新十津川町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第24号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第25号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第1号を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第25号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第1号。

平成30年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,503万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,402万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案題25号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第1号の内容について、ご説明を申し上げます。

20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。総括、歳入。

18款、繰入金。補正額1,263万6千円。これは、財政調整基金からの繰入でございます。計5億2,639万1千円。

21款、町債。補正額4,240万円。これは、圧雪車購入事業債で過疎債を予定してございます。計6億1,840万円。

歳入合計、補正額5,503万6千円、計61億9,402万7千円。

次に、歳出でございます。

3款、民生費。補正額15万7千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

6款、農林水産業費。補正額1,053万2千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

7款、商工費。補正額145万1千円。財源内訳、特定財源その他で55万円、一般財源90万1千円でございます。

10款、教育費。補正額4,289万6千円。財源内訳で、特定財源地方債4,240万円、一般財源は49万6千円でございます。

歳出合計、補正額5,503万6千円。財源内訳で、特定財源地方債4,240万円、その他55万円、一般財源は1,208万6千円でございます。

次に、19ページにお戻り願いたいと思います。

第2表、地方債補正、追加でございます。

起債の目的、圧雪車購入事業債。限度額4,240万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率5パーセント以内。償還の方法については、ここに記載のとおりでございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。26ページ、27ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉費。補正額15万7千円、計2億8,236万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。事業番号2番、児童館管理運営事業15万7千円。これにつきましては、大雪により児童館東側に設置しておりますコンビネーション遊具の滑り台の一部が破損をしたということでございまして、その修繕に係る経費を計上するものでございます。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額1,053万2千円、計3億8,890万2千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。事業番号21番、新規就農者技術修得

センター育苗ハウス設置事業653万2千円。これは、大雪で倒壊いたしました新規就農者技術センターの育苗ハウス2棟を新設するための経費を補正計上するものでございます。

次、事業番号22番、大雪対策融雪促進事業400万円。これは、大雪対策として農業者が購入する融雪剤に対しまして助成をするものでございます。一農家当たりJAピンネと同額の50円、計100円となりますが、本町としては、その50円を助成するという事で、およそ300軒の農家に対し、合計8万袋分の助成経費を計上するものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

7款1項2目観光振興費。補正額145万1千円、計1億3,332万1千円。財源内訳は、特定財源その他で55万円。これは、ふるさと応援基金の繰入金でございます。一般財源は90万1千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、観光PR推進事業55万円。これは、新十津川駅舎事務所をJR北海道から貸借し、観光案内所機能などを持つスペースを設置、運営するための経費を計上するものでございます。

次に、事業番号6番、新十津川物語記念館管理運営事業90万1千円。これは、NHKドラマ新十津川物語の道内再放送の初回放映、4月28日でございますが、これを鑑賞する事業の実施経費について補正計上をするものでございます。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。

10款4項4目図書館費。補正額39万8千円、計3,257万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、図書館維持管理事業39万8千円。これは、図書館の南側にありますあずまやの屋根が大雪により破損したため、その修繕をするのに必要な経費を補正計上するものでございます。

次に、10款5項2目体育施設管理費。補正額4,249万8千円、計1億2,146万5千円。財源内訳は、特定財源で地方債4,240万円。これは、圧雪車購入事業債でございます。一般財源は、9万8千円。内容を申し上げます。事業番号2番、そっち岳スキー場管理運営事業4,249万8千円。これは、そっち岳スキー場の管理で使用しております圧雪車は、平成10年に購入したものでございますが、近年、毎年故障等が発生しているという状況がございます。昨年度末にエンジンの方が損傷をいたしまして、稼働が困難となったものでございます。当初、エンジンの修繕でまかなえるかというふうに見込んでおりましたけども、今後、故障等も頻発する見込みだというようなことも見込まれるものでございますので、これを新規購入するというふうにしたいとすることで、その経費について補正計上をさせて頂きたいとするものでございます。

なお、当該車両については、発注後、納品まで6か月ほどかかるというものでございまして、今回、臨時会において補正計上をさせていただきたいとするものでございます。

以上で、平成30年度一般会計補正予算第1号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第25号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。



○6番（西内陽美君） 7番の商工費の観光PR推進事業についてお伺いいたします。先ほどの全員協議会の中でも、駅舎の中のスペースを利用してというお話がありましたけれども、実際にどのような使われ方をして、人が常駐されるようなスペースになるのかとか、そういった場合には、どなたが担当してそこに詰められるのかといったこともお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは6番議員さんのご質問にお答えいたします。まず、駅舎の関係ですが、どのような形で使うかということですが、今入って左側の方が塞がれているのですが、もともとあちらの方が事務所がございました。で、窓口の窓がありまして、そこで発券をしたり、荷物を受けたりしてるような形で昔は使われておりました。現在、それが塞がれておりまして、それを一部開けるような形で事務所的な扱いで使いたいというふうに考えております。そこにおいては、地域おこし協力隊の力を借りまして、終着駅の到達証明書を現在発行しておりますけれども、そこで発行したり、パンフレットを発行したり、絵葉書を配布したりというようなことも考えておりますし、駅舎の中では新しく出来ました新十津川町のPR動画を放送する予定としております。

また、観光の拠点としての取扱いといたしますか、これまで地域おこし協力隊は、旧商工会の所を拠点として活動しておりましたが、今度は駅舎の方が少し事務室的な取り扱いができるようになりますので、そちらの方で活動拠点を置くということで、駅で来るお客さんのおもてなしと、それと町内の観光の拠点というか、観光案内所の機能ももたすというようなことで現在考えております。そのようなことで、駅舎の改修費用ということで今回補正の計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、よろしいですか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 地域おこし協力隊の方が詰めるということによろしいのでしょうか。それと、今までは旧商工会が協力隊の方の拠点として活動されていたのですが、今度、駅舎の方に移るとなった場合に、廃線が決まって駅舎は解体する方向性でいるようなお話がありますので、そういった場合に来年以降、地域おこし協力隊の方々の居場所といたしますか、活動拠点については、その後のことも検討はされているのでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは6番議員さんのご質問にお答えします。まず、地域おこし協力隊ですけども、現在、産業活性化支援員2名おりますけども、今、3名体制にしようということで考えております。基本的には、2名がある程度常駐するような中で、もう1名はサブ的な形で3名の中でローテーションを組んで、あそこで活動していただく。一時的に忙しい部分がありますので、その部分でローテーションを組んでやっていただくような形で考えておりますので、その以外空いている時間については、それぞれの協力隊の活動もできるというふうに考えてます。

それと、廃線等の後のお話なんですけども、今のところ廃線後のあそこの使用方法については、まだ決まっておりませんので、そのまま使えるというような事であれば、取り

壊しがあるかどうかその辺も分かりませんので、使える間はそこを使わせていただくような形で、観光PRの拠点ということで取り扱ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） それぞれの施設を長くもたせようということで長寿命化計画というのを作って、適切な管理をされているんだろうというふうに私は思っておりましたが、今回の補正予算、児童館の修理、それから育苗ハウス、壊れて建て直すという件、それと図書館のあずまや、これすべて雪のためにというような話ではないかなと思うのですね。

問題は、町民誰もが知ってますね、今年の大雪というものを。雪が降ったら建物にどういふ影響を及ぶかというのは、誰が考えても分かるような事なんだと私は思うんですね。

その上でこういうふうに壊れましたというふうな事での補正予算の計上というのは、片一方で作って一生懸命やってらっしゃるということを信頼している者にとっては、これはちょっとおかしいのではないかなというふうに私ちょっと思うのですね。

職員の人達は、現場を見てないのかというふうなことを言わざるを得ないんですね。誰がその責任があるのかというふうな事を、やっぱりこういう場面できちっと見直していただきたいんですね。

職員がいない施設であっても、あなたはその周りにある建物については管理をしてもらうんですよとか、そういう事をきちっと指導していかなければ、私は中だけ見てればいいんだという感覚で仕事してる人だっていないわけではないと思うんですね。

この補正予算の金額については、壊れたものは直さなきゃいけないと思いますけれども、その以前のことでは私は問われるのだと思うのですよね。こんなに管理がずさんだというふうについて、やっぱり行政側も反省していただきたいなというふうに、私はこの補正予算の中からそういうふうに思いました。

実際の管理の状況はちょっと分かりませんから、言いすぎた面があるかもしれませんが、でも客観的に考えれば、防げたような事だろうというふうに私は思います。

これにつきまして、それぞれ担当課からご答弁があればお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林透君） それぞれの担当課からということでございますが、それを兼ねて、私の方からちょっとご答弁を申し上げたいというふうに思います。

ただ今の8番議員さんのご指摘に関しましては、私どもも十二分に反省をしなければならぬ部分だというふうに思っております。

管理について手を抜いていたつもりではございません。私どもも含めて、きちっと管理、この大雪に対しての管理をしっかりするようというふうに指導等はしてきたつもりでございますが、その部分でも十分でなかったというような結果が、このような結果になってしまったということでございます。

私も含めて担当課もしっかりと反省して、今後、このような事の無いようにしっかりと施設等については管理をいたしてまいりたいというふうに考えてございますので、そのようなことをご回答とさせていただきたいと思っております。この部分については、大変申し訳なく思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

この議案に対して賛成ということでの討論ですか。

5番、白石昇君。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） ただ今の補正予算の駅の改修ということに対して、少し討論をさせていただきたいと思っております。

短期間のことになろうかと思っております。それできちんと計画書をもって、そしてそういう形の中で、更により良い方向性で進めていきたいということをお願いしたいなど、そのように思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今の補正予算に対しての賛成討論ということでございましたけれど、反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） それではないので、以上で討論を終わります。

これより議案第25号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第1号については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成30年第2回新十津川町議会臨時会を閉会致します。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時39分）



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員